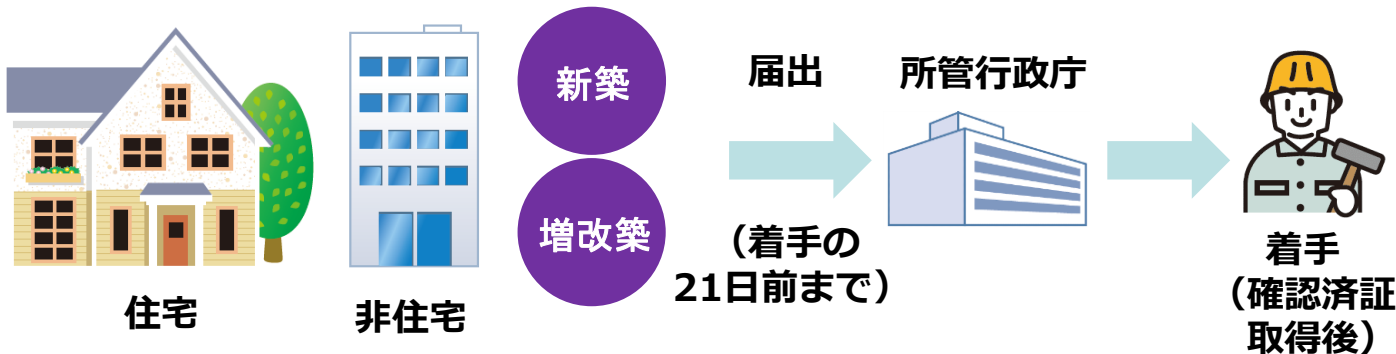


忘れていませんか？ 省エネ計画の届出

「300㎡以上の建築物の新築、増改築※」をする場合、建築物省エネ法により、
建築主は、工事を着手する日の**21日前までに所管行政庁へ省エネ計画の届出**が必要です。
(基準適合義務の対象となる2,000㎡以上の非住宅建築物の新築等については届出は不要です。)

※ 建築物の用途等により、対象とならない場合があります。詳しくはWebをご覧ください。

対象：建築物(住宅・非住宅)300㎡以上



○省エネ計画が、**省エネ基準に適合していない場合**には、

所管行政庁が計画の変更等の**指示、命令**を行うことがあります。

○**届出を怠った場合**又は、**虚偽の届出をした場合**で、

工事に着手したときは、**50万円以下の罰金**が科されることがあります。

○現行省エネ法に基づく**修繕・模様替え、設備の設置・改修の際の**

省エネ計画の届出については、平成29年3月31日をもって**廃止**。